

議第 68 号 王滝村子ども・子育て会議条例の一部改正について

**【変更内容】**

子ども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正が行われたことから、本条例の一部を改正するものです。

子ども・子育て支援法により内閣府に設置されていた「子ども・子育て会議」は、子ども家庭庁に設置されている「子ども家庭審議会」にその機能が移管され、第 72 条から第 76 条までの 5 条が削除されいたことから、王滝村子ども・子育て会議条例の第 1 条中に規定している「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改めるものです。

議第 68 号

王滝村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

王滝村子ども・子育て会議条例（平成 26 年王滝村条例第 23 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 18 日 提 出

王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 12 月 日 議 決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

王滝村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

王滝村子ども・子育て会議条例（平成26年王滝村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

王滝村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について（案）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、王滝村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、王滝村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。</p>